

事後審査型制限付き一般競争入札共通事項
(総合評価落札方式 実績評価方式・特定建設工事共同企業体用)

- 1 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の構成員として入札に参加できる者に必要な資格要件
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)（以下「自治令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
 - (2) 自治令第167条の4第2項の規定に基づく宇都宮市の入札参加制限を受けていないこと。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、手続開始の決定後、市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者は除く。
 - (4) 宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づく入札参加保留または入札参加停止期間中でないこと。
- 2 入札手続
 - (1) 事後審査型制限付き一般競争入札（総合評価落札方式）に参加を希望する者は、あらかじめ、次により関係書類を提出することとする。
 - ① 提出書類
 - ・ 特定建設工事入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書（以下「参加申請書」という。）
 - ・ 参加申請書の配布は、電子入札システムからのダウンロードを原則とし、契約課窓口での配布は行わない。
 - ② 提出場所
 - ・ 宇都宮市理財部契約課（5階）
 - ・ 提出書類は持参とし、電送によるものは受付しない。
 - (2) 参加申請書受付日に参加申請書を提出した者は、原則として当該競争入札に参加できるものとする。
 - (3) 入札は公告で指定した入札方法によるものとする。
 - (4) 指定された提出期限までに、公告で指定した入札方法により代表者が入札書及び評価項目算定資料一覧表を提出すること。
- 3 入札の留意事項
 - (1) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、自治令、宇都宮市契約規則（平成17年規則第12号）及び宇都宮市建設工事執行規則（昭和50年規則第34号）等を守ること。
 - (2) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
 - (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 提出した入札書及び評価項目算定資料の書換え、引換え、又は撤回は認めない。
- (5) 入札回数は3回とする。
- (6) 再度の入札に付する場合

下記に該当した場合は、再度の入札に付するものとし、電子入札システムにより行う。その場合の入札書提出期限は再度の入札参加対象者あてに連絡する。

- ① 落札候補者がいないが、予定価格を超えて入札した者がいる場合
 - ② 事後審査の結果、全ての落札候補者が失格となったが、予定価格を超えて入札した者がいる場合
- (7) 落札者の決定方法

開札の結果、予定価格の範囲内で総合点の最も高い者を落札第1順位者（以下「第1順位者」という。）とし、その者から徴取した入札参加資格確認書類の審査の結果、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該第1順位者を落札候補者とする。満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い適格者が確認できるまで行うものとする。ただし、第1順位者が調査基準価格を下回った場合は、低入札価格調査を実施する。調査の結果、要件を満たしている場合は、当該第1順位者を落札候補者とする。満たしていない場合は失格とし、次順位者以下の者を落札候補者とする可能性がある。

落札候補者は、学識経験者の意見聴取を行い適格と認められれば、入札参加審査委員会において落札者として決定する。ただし、学識経験者の意見聴取を省略した場合は、委員会審議も省略し、落札候補者を落札者として決定する。

なお、開札の結果、第1順位者がいない場合は当該入札を不調とする。

4 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格確認手続

開札後に、落札候補者とするための入札参加資格の確認を行うので、第1順位者は、次により、入札参加資格確認及び技術評価点の審査を受けなければならない。

① 入札参加資格確認書類

- ・事後審査型制限付き一般競争入札（総合評価落札方式）参加資格要件確認申請書
- ・事後審査型制限付き一般競争入札（総合評価落札方式）参加資格要件確認申請書により求められている書類

② 技術評価点確認書類

- ・評価項目算定資料

③ 入札参加資格確認書類の配布

電子入札システムからのダウンロードを原則とし、契約課窓口での配布は行わない。

(2) 入札参加資格確認書類の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限

事後審査型制限付き一般競争入札（総合評価落札方式）参加資格要件確認申請書及び事後審査型制限付き一般競争入札（総合評価落札方式）参加資格確認書類（以下「確認書類」という。）等の提出を求められた日の翌日から2日以内（市の休日を除く。）とする。

② 提出場所：宇都宮市理財部契約課（5階）

③ 提出方法

持参とし、電送によるものは受付しない。

(3) 入札参加資格の確認に基づく落札候補者の決定の可否については、確認書類が提

出された日の翌日から原則２日以内（市の休日を除く。）に通知する。

- (4) 第１順位者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前号の通知を受けた日の翌日から２日以内（市の休日を除く。）に、その理由について書面で問い合わせることができる。
- (5) 第１順位者が提出期限内に第１号に定める確認書類を提出しないときは、当該第１順位者のした入札は効力を失う。

5 入札の無効

次に掲げるものに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

- ① 代表者以外の者が入札書を送付したとき
- ② 評価項目算定資料一覧表が提出されていない入札
- ③ 入札書とともに提出する工事費内訳書に、共同企業体名、代表者の名称（社名）及び代表者の記名のない入札

6 総合点または評価値が同一の場合

第１順位者が２者以上になった場合には、別に指定する日時及び場所において当該入札者によるくじ引きで入札参加資格の審査順位を決定するものとする。

審査順位が第１位の者の入札参加資格審査（事後審査）を実施し、参加資格を満たしている場合は、落札候補者に決定する。満たしていない場合は、第２位の者の資格を審査し、落札候補者が決定するまで繰り返し行うものとする。

なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員がくじを引くものとする。

7 低入札価格調査制度

- (1) 調査基準価格は、次の基準により設定するものとする。

- ① 直接工事費に１０分の９．８を乗じて得た額
- ② 共通仮設費に１０分の９を乗じて得た額
- ③ 現場管理費に１０分の９を乗じて得た額
- ④ 一般管理費に１０分の６．８を乗じて得た額

調査基準価格は、①から④までの合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に１００分の１１０を乗じて得た額とする。

ただし、その額が、予定価格に１０分の９．２を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に１０分の９．２を乗じて得た額とし、予定価格に１０分の７．５を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に１０分の７．５を乗じて得た額とする。

- (2) 予定価格に１１０分の１００を乗じて得た額を比較価格とし、調査基準価格に１１０分の１００を乗じて得た額から千円未満を切り捨てた額を、比較価格に対する調査基準価格とする。

- (3) 開札において、第１順位者の入札価格が比較価格に対する調査基準価格未満の場合、入札参加資格確認書類の審査を保留し、失格基準の判定を実施する。

判定においては、①～⑤に掲げる項目に一つでも該当したときは、当該第１順位者を失格と判定し、すべて該当しないときは、詳細調査を実施するものとする。

ただし、各経費の区分が共通仮設費、現場管理費、一般管理費に該当しない場合は、それらに代えて⑥を適用する。

- ① 当該第１順位者が入札時に提出した工事費内訳書記載の直接工事費が、市の設計

における直接工事費の75%未満である。

② 当該第1順位者が入札時に提出した工事費内訳書記載の共通仮設費が、市の設計における共通仮設費の70%未満である。

③ 当該第1順位者が入札時に提出した工事費内訳書記載の現場管理費相当額が、市の設計における現場管理費相当額の70%未満である。

④ 当該第1順位者が入札時に提出した工事費内訳書記載の一般管理費が、市の設計における一般管理費の55%未満である。

⑤ 当該第1順位者の入札価格が、次に掲げるアからエまでの合計額（当該額が比較価格の92%を超える場合は比較価格の92%の額とし、比較価格の75%を下回る場合は比較価格の75%の額とする。）からオを減じ千円未満を切捨てた額（以下「総額基準額」という。）未満である。

ア 直接工事費に10分の9.8を乗じて得た額

イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費に10分の6.8を乗じて得た額

オ 比較価格に10分の0.3を乗じて得た額

⑥ 当該最低価格者が入札時に提出した工事費内訳書記載の諸経費等の額が、市の設計における諸経費等の額の55%未満である。

(4) 前号の規定により第1順位者が失格になった場合は、次順位者の入札参加資格確認書類の審査を行うものとする。

ただし、次順位者が比較価格に対する調査基準価格未満の場合は、当該入札者を調査対象者とするものとする。

(5) 低入札価格調査を受けた者と契約を締結した場合の取扱いは、次のとおりとする。

① 契約金額に関わらず、技術者は専任配置とする。そのため、営業所の専任技術者は、本工事の技術者にはなれない。

② 検査・監督を強化する。

③ 「施工体制台帳」、「施工体系図」の作成、提出を義務付ける。

④ 契約保証金及び発注者が契約を解除する場合の違約金を契約金額の20%以上とする。

⑤ 前金払の限度額を、契約金額の30%以内とする。

⑥ 工期が重複する低入札価格調査該当工事の受注は、1件（上下水道局発注分を含む）までとする。

⑦ 現場代理人と主任技術者を同一の者が兼任することはできない。

⑧ 下請契約及び支払い状況調査を実施する。

ア. 受注者は、宇都宮市低入札価格調査制度運用要領第7条に基づき、低入札詳細調査関係書類として、下請契約書等を添えて提出しなければならない。

イ. 受注者は、下請け契約書等に基づき下請け代金を支払った時は、領収書等を添えて提出しなければならない。

ウ. 受注者は、下請負人に対する不払いが明らかとなった場合は、指名停止措置の対象とする。

⑨ 粗雑工事に該当した場合、指名停止期間を1ヶ月以上6ヶ月以内に加重する。

8 特定建設工事共同企業体の取扱い

(1) 複数の落札者となることができない「取り抜け方式（近接工事、分離・分割工事・同日同工種工事）」においては、入札参加形態が、以下のいずれの場合であって

も、特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員も取り抜け方式の対象とする。

なお、同日同工種工事については、入札方式または総合評価落札方式における評価方式が異なる場合には取り抜けの対象としない。

① 特定建設工事共同企業体と特定建設工事共同企業体の工事

② 単体と特定建設工事共同企業体の工事

(2) 別に入札条件を付している場合には、この限りではない。

9 その他

この共通事項に定めるもののほか必要な事項は、公告で示した入札方法の共通事項とする。